



資料提供年月日	令和4年4月26日	
問い合わせ先	課名	産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
	電話	直通 803-1325 内線 4529
担当者	職名・氏名	課長 船守 秀樹
	職名・氏名	室長 岡村 公昭

広報連絡

<市長定例記者会見資料>

1 件名

「岡山市中小企業支援事業補助金」の申請受付開始について

2 募集期間

令和4年4月26日（火）～6月30日（木） 郵便必着

3 事業の内容

市内中小・小規模事業者が事業継続のために行う生産性向上等を図る設備投資を支援し、そのために必要な経費の一部を補助します。

4 補助金の概要

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額 (万円)	補助対象者	備考
中小企業機械設備等 投資事業	機械設備・ システム等 (専ら補助 事業のため に使用され る機械・装 置・システ ム)の購入 に要する費 用	1/2	300	中小・小規模 事業者	—
拡充 小規模企業機械設備等 投資事業		1/2	50	小規模事業者	—
拡充 機械設備等投資事業 (新型コロナ特別対応枠)		2/3	300	中小・小規模 事業者	令和4年1月～5月の いずれかの月の売上高が、 直近3か年のいずれかの 年の同月比 <u>10%以上減</u> 少していること

※前年度、上記の補助金を受けられた方は、本年度申し込みはできません。

5 補助事業の選定

補助事業の採択にあたっては、専門家による審査を実施し、総得点が満点の6割以上のもののうち、得点の高い事業から、予算の範囲内で選定します。

6 添付資料

概要版パンフレット3種類

7 問い合わせ先 及び 応募書類提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1
産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
Tel : 086-803-1325 Fax : 086-803-1738
e-mail : chuushou@city.okayama.lg.jp

岡山市中小企業支援事業補助金

<中小企業機械設備等投資事業>

市場の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを行う市内中小企業・小規模企業者の設備投資の取組を支援するため、**機械設備・システム等の購入等経費**の一部を補助します。

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の(1)～(4)の全ての要件を備えている事業者

- (1) 本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- (2) 令和5年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- (3) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (4) 確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・ 募集期間：令和4年4月26日(火)～6月30日(木) 郵便必着
- ・ 応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費

専ら補助事業のために使用される
機械設備・システムの購入等経費

補助率

1 / 2

補助限度額

300万円

その他注意事項

- (1) 交付決定前に事業着手している場合は、補助金の交付が受けられません。
- (2) 補助対象経費が国、県、市等の他の補助金と重複する申請はできません。
- (3) 前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本年度のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
☎086-803-1325 ✉chuushou@city.okayama.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000010819.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- ×他の業務に使用できる汎用性の高い設備の導入経費
・パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど
- ×設備等のリース、レンタル料
- ×中古品の設備導入に要する経費
- ×自動車等車輛、重機
- ×原材料費、消耗品類に要する経費
- ×建物・構築物等の改修に係る工事費
- ×一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費

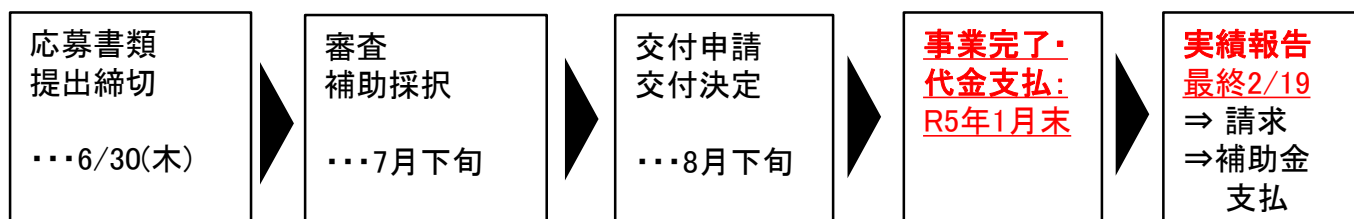
提出書類

- (1) チェックシート
- (2) 岡山市中小企業支援事業補助金に係る申請書（様式A-1）
- (3) 補助事業計画書（様式B-1）
- (4) 直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）
- (5) 直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）
- (6) 見積書の写し
※総額100万円(税込)を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
- (7) その他補足資料（製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）

※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ（予定）



岡山市中小企業支援事業補助金

<小規模企業機械設備等投資事業>

市場の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを行う市内小規模企業者の設備投資の取組を支援するため、**機械設備・システム等の購入等経費**の一部を補助します。

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の(1)～(4)の全ての要件を備えている事業者

- (1) 本店登記が岡山市内にある小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- (2) 令和5年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- (3) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (4) 確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・ 募集期間：令和4年4月26日(火)～6月30日(木) 郵便必着
- ・ 応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費

専ら補助事業のために使用される
機械設備・システムの購入等経費

補助率

1 / 2

補助限度額

50万円

その他注意事項

- (1) 交付決定前に事業着手している場合は、補助金の交付が受けられません。
- (2) 補助対象経費が国、県、市等の他の補助金と重複する申請はできません。
- (3) 前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本年度のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
☎086-803-1325 ✉chuushou@city.okayama.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000010819.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- ✕ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備の導入経費
・パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど
- ✕ 設備等のリース、レンタル料
- ✕ 中古品の設備導入に要する経費
- ✕ 自動車等車輛、重機
- ✕ 原材料費、消耗品類に要する経費
- ✕ 建物・構築物等の改修に係る工事費
- ✕ 一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費

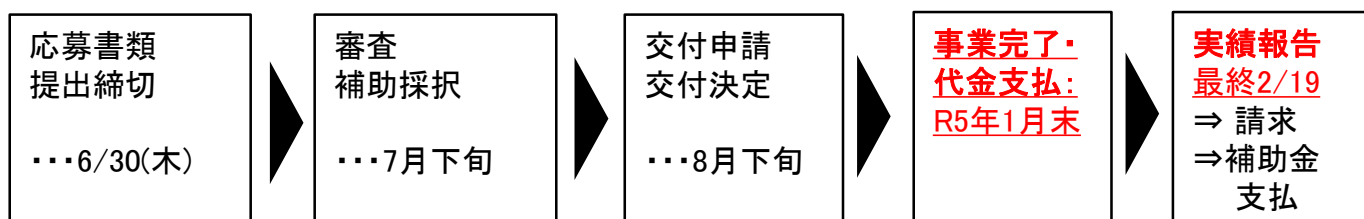
提出書類

- (1) チェックシート
- (2) 岡山市中小企業支援事業補助金に係る申請書（様式A-2）
- (3) 補助事業計画書（様式B-2）
- (4) 直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）
- (5) 直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）
- (6) 見積書の写し
※総額100万円(税込)を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
- (7) その他補足資料（製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）

※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ（予定）



岡山市中小企業支援事業補助金

<新型コロナ特別対応枠>

ウイズコロナ、アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応した業態転換やデジタル・DX化等の新たな取組を支援するため、**機械設備・システム等の購入等経費**の一部を補助します。

補助対象者

※新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組を行う方

補助対象者の主な要件は以下の(1)～(3)の全ての要件を備えている事業者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月～5月のいずれかの月の売上高が直近3か年のいずれかの年の同月比10%以上減少していること。
- (2) 本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- (3) 令和5年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。

募集期間・事業の選定

- ・ 募集期間：令和4年4月26日(火)～6月30日(木) 郵便必着
- ・ 応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
専ら補助事業のために使用される 機械設備・システムの購入等経費	<u>2/3</u>	上限 <u>300</u> 万円 下限 <u>20</u> 万円

【事業例】

- サービス業 : 顧客予約システムの構築
- 飲食業 : デリバリーアプリの導入
- 建設業 : 工事現場でのドローンを活用した工事検査
- 運輸業 : 車両点検等のアプリ化
- 製造業 : 在庫管理のための受発注システムの導入

その他注意事項

- (1) 交付決定前に事業着手している場合は、補助金の交付が受けられません。
- (2) 補助対象経費が国、県、市等の他の補助金と重複する申請はできません。
- (3) 前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本年度のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
☎086-803-1325 ☉chuushou@city.okayama.lg.jp
ホームページ : <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000036327.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- ×他の業務に使用できる汎用性の高い設備等の導入経費
・パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど
- ×設備等のリース、レンタル料
- ×中古品の設備等導入に要する経費
- ×自動車等車輛、重機
- ×原材料費、消耗品類に要する経費
- ×建物・構築物等の改修に係る工事費
- ×一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費

提出書類

- (1) チェックシート
- (2) 岡山市中小企業支援事業補助金（新型コロナ特別対応枠）に係る申請書（様式A-3）
- (3) 補助事業計画書（様式B-3）
- (4) 直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）
- (5) 直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）
- (6) 見積書の写し
※総額100万円（税込）を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
- (7) 売上減少に関する申出書（様式I）及び各年各月の売上減少を確認するための証拠書類
（試算表・売上台帳等）
- (8) ①業態転換、②デジタル化・DX、③SDGs達成についての計画書（様式J）
- (9) その他補足資料（製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）

※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ（予定）

